

◎新潟県告示第257号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画（平成30年9月21日新潟県告示第1025号）を次のとおり変更する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第03-26-1計画区・第09-16-1計画区及び第14-17-1計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第29計画区・第30-1計画区及び第31-1計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
十日町市	十日町市の市街第12計画区・市街第13計画区・市街第14計画区・市街第15計画区・市街第16計画区・市街第17計画区・市街第18計画区・市街第19計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第7計画区及び第8計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
村上市	村上市の朝第34計画区・朝第35計画区及び神第34計画区	〃
燕市	燕市の第42計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第23計画区・第24計画区及び第25計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
妙高市	妙高市の第1-1計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第37-1計画区・第37-2計画区・第38計画区・第39計画区及び第40計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
佐渡市	佐渡市の第50計画区及び第51計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
魚沼市	魚沼市の第53-1計画区・第57-1-1計画区・第53-2計画区	〃

	・第57-1-2計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区・第56計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区・第78-1計画区・第49計画区及び第17-1計画区	
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び湯森林第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-1計画区・第9-2計画区及び第10計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第38計画区・第39計画区及び第40計画区	〃
田上町	田上町の第5計画区及び第6計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第6-2計画区・第7計画区・第8計画区及び第9計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第二計画区・第三計画区・第四計画区及び第五計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
湯沢町	湯沢町の第105-2計画区・第107-1計画区・第107-2計画区・第107-2-1計画区及び第107-2-2計画区	〃
津南町	津南町の第1計画区・第2計画区及び第3計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第13-2計画区・第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区及び第14計画区	〃
関川村	関川村の第16計画区・第17計画区・第18計画区・第19計画区及び第20計画区	〃